

公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団文化観光資源保護協力者感謝状贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団（以下「本財団」という。）に対して、寄付の行為のあった者を文化観光保護協力者として感謝状を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者に贈呈する。

- (1) 本財団定款第4条に定める寄附金取扱規程第2条第1項に掲げる寄附者で、寄附金の額が100万円以上の法人その他団体及び寄附金の額が50万円以上の個人
- (2) 前号に定める者のほか、特に理事長が、必要があると認めるもの

(贈呈の方法)

第3条 感謝状の贈呈は、理事長名で授与し、あわせて記念品を贈呈する。

(贈呈の時期)

第4条 感謝状贈呈の時期は、原則として毎年一回、理事長が適当と認める時期に行うものとする。

(施行に関する規定)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則 平成5年3月1日全部改正

(施行期日)

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則 平成23年10月1日一部改正

(施行期日) この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 令和3年2月9日一部改正

(施行期日) この要綱は、令和3年4月1日から施行する